

# ミュージアムの公共性についての考察

——公共性議論と文化の外部性から——

狭間 恵三子

## 1. はじめに―博物館の役割変化と公共性―

日本の博物館は、二〇〇五年現在（文部科学省 社会教育調査）で、登録博物館（八六五館）、博物館相当施設（三三二館）、博物館類似施設（四四一八館）の計五六一四館である。このうち、国立一九七館、都道府県立四一八館、市町村立三〇九〇館、私立が一三九四館で、国公立が七五%を占める。

一九五五年の調査では、全国で二三九館にすぎなかった博物館（相当施設含む）は年々増加し、五〇年間に二三倍にもなっている。日本で文化施設の建設がピークを迎えたのは、一九七〇年代後半から一九八〇年代にかけてである。経済的繁栄を背景に、各自治体の総合的な

文化行政の一環として文化施設が積極的に建設された。一九八〇年代後半のバブル経済は、この傾向にさらに拍車をかける。都市の再開発をするのに文化施設を地域のイメージアップと集客の目玉とすることが流行になった。しかし、市民の潜在的な文化活動を掘り起こす仕掛けの無い施設は、「誰も使わない豪華文化施設」「ハコモノ行政」と批判を浴びることになった。

二〇〇三年に施行された地方自治法の一部改正による指定管理者制度の導入は、公立文化施設の運営への民間事業者の参入を可能にしたと共に、事業内容の見直し、職員定数の見直し、利用料金制導入施設の増加等の大きな変化をもたらしている。博物館は、資料の収集・保

管・分類、研究・教育、普及・公開という、本質的な三つの役割を果たすだけでなく、生涯学習社会への対応、教育普及活動への期待、市民参画の流れといった要請が強くなっている。

博物館の役割を問い直す動きは日本だけではない。一九九一年にアメリカ博物館協合理事会で採択された文書「卓抜と均等」教育と博物館がもつ公共性の様相<sup>1)</sup>では、公共サービスと教育こそ博物館存立の基盤であると定義し、博物館の持つ知的厳密性、資料と情報の蓄積による学問的権威(卓抜性)の重要性を指摘しつつ、一方でその「卓抜」した財産を広く民衆に平等な機会とアクセス可能な方法で提供する機能(均等性)を博物館の最も基本的な役割としている。また一九九七年のイギリス文化遺産省委嘱報告書「共通の富」博物館と学習<sup>2)</sup>は、博物館に蓄積される卓抜した資料と情報を市民共有の財産と位置づけ、博物館はその共有化を具現するため「教育をその存在の基盤とし、教育があらゆる活動の本質となる」とする。目指す方向は、「博物館は公共サービスの機関であり、その中核に『教育』を置く。活動は多様な社会の幅広い層を包摂するものであること」としてい

る。このように近年、博物館における公共性の問題が改めて議論されるようになってきた。その根拠は文化の経済効果といった側面だけではなく、必ずしも明確に説明できず、「文化をめぐる社会現象において公共性が今もって論争の中にある<sup>3)</sup>」とされている。また公共性を狭い範囲で論じていることも多く、齋藤純一(二〇〇〇)<sup>4)</sup>が指摘するように、

「人々の間に形成される言説や行為の空間」や「公共的価値を解釈し、定義すべき政治が行われるアリーナ」といったより広い意味での公共性を考慮した研究は緒についたばかりである<sup>5)</sup>。

博物館は、公園や広場のような無料空間に比べて、誰にでも開放された自由な空間とは言いがたい。入館料の問題、立地場所等、物理的な距離だけでなく、空間や収蔵品、作品へのイメージから心理的な距離を抱くこともある。したがって、博物館がその活動をいかに社会に開いていき、地域の文化活動にかかわる多様な人々や享受者を結びつけ、文化の社会的循環を可能にしていくかが、博物館の公共性を保障していくうえで重要な視点となる。博物館に限らず文化施設における公開性と相互コミュニケーションの展開は、人々の文化芸術に対する享受機会増加のみならず、地域社会を活性化させる可能性を持つ。

本稿では、まず欧米の代表的な公共性の概念を整理する。特に市民的な「公共性」という概念を、二十世紀後半に広めた二人の思想家、ハンナ・アレントとユルゲン・ハーバーマスの公共性論を中心に検討する。彼らの思想において共通する公共性の概念は、誰もが公共的活動へ参画でき、人間の主体的な活動が促されること、つねに市民に「開かれていること」である。この定義は、今博物館に課せられている「市民の主体的な参加を促す」という課題に有用な視座を与えてくれるだろう。

次に、一九九〇年代以降盛んになりつつある日本の公共性議論を概観する。広範な領域で様々な論点がある中で、公と私が垂直方向に位

置付けられた二項対立的な思考図式からの変化に着目する。福祉国家としての「大きな政府」の限界、地方分権の議論とともに、「公共」を担う主体が、政府や市場のみでなく、地域社会や住民にも拡大されている。行政Ⅱ「官」としての公と私的領域としての「民」の間にある、地域社会を動かす新しい領域の可能性である。これは、アーレントのいう公共空間、ハーバーマスのいう市民的公共性にも呼応する公共性の構造と言えるだろう。

また、ミュージアムの公共性を考える際の論拠として、文化芸術への公的支援の理論的根拠と文化の外部性についての議論を概観しておく。近年起こっているミュージアムの新しい動きからは、ミュージアム自身が公共性をどのようにとらえ、その活動に反映させようとしているかが窺える。

以上のように、欧米、日本における公共性の意味・定義について論考を試みつつ、ミュージアムに課せられている新しい役割、公共性を考察する。

尚、museum という語は、日本語に翻訳されるとき美術館、博物館、両義に訳されるが、フランスの百科事典 Larousse によると、「収集した芸術作品や、歴史的にあるいは美学的、科学的に有意義な資料を保管し、またそれを展示してその価値を強調する施設」といったものである。日本の博物館法では、『博物館』とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教

養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と定められている。取り扱う資料の種類別に「総合博物館」「科学博物館」「歴史博物館」「美術博物館」「動物園」「植物園」「動物園」「水族館」に分類するのが一般的である。<sup>3)</sup>

本稿では法制上の動植物園、水族館については論じていないので、博物館法に則った施設として表記する際は博物館と記すが、主として歴史、芸術、民族、産業、自然科学等の資料を展示する施設を総称する場合にミュージアムと表記する。

## 2. 公共性の概念

2-1. 欧米における公共性の概念

2-1-1. ジョン・ロールズとアマルティア・セン  
欧米における代表的な公共性論は、ハンナ・アーレントの「公共世界と人間」論、ユルゲン・ハーバーマスの「討議的公共世界」論、ジョン・ロールズの「善き共同社会」論、アマルティア・センの「潜在能力と機能」論等がある。<sup>4)</sup>

ロールズとセンに共通する視座は、それぞれ「正義論」、「潜在能力」理論にもとづき、資本主義社会における不平等に対して、公正な分配制度を構築しようというものである。市場原理主義の欠陥を補い社会保障を行政が実行することの妥当性を基礎付けた。

「ルールズは「公共性」を「善く秩序づけられた社会」と対応させて論じている。「善く秩序づけられた社会」を創出するために、「公正としての正義」を具体化する基本原理として「正義の二原理」をあげて。これは公平無私な見地から望ましい社会のあり方について考えた人々が選ぶとされる原理である。第一原理は、各個人は基本的自由に対する平等の権利をもつべきである、という平等な自由の原理である。その基本的自由は、他人と同様な自由と両立しうる限りにおいて、最大限広範囲にわたる自由でなければならぬ。第二原理は、社会的・経済的不平等が満たすべき場合を述べている。社会的・経済的不平等が満たすべき二つの条件は、(1)それらの不平等が最も不遇な立場にある人の期待便益を最大化にすること、(2)それが公正な機会の均等という条件下におかれること、である。<sup>(5)</sup>

「ルールズの正義論の基本的構想は、個々人は他者との相互依存を通して、また、知識や基礎理論との反省的考察を重ねながら自分自身の公共的判断を研ぎ澄ませていくというものである。」

センは、ルールズから規範倫理学を摂取しながら、ルールズの格差原理では身体的・社会的障害がある人々を除外している点を指摘している。何かを平等化することが最善ならば、重要なのは人々の主観的な効用レベルや基本財の配分の方法ではなく、基本的潜在能力の平等化を達成することだというのがセンの主張である。<sup>(6)</sup>

センは、ルールズの正義の原理の限界を補強する立場から、福祉の哲学的基礎付けを論じた。人間の福祉 well-being (豊かさ) という

ものは、所得や主観的な効用といったものではなく、潜在能力の実現度合として捕らえるべきである。潜在能力とは「ある人が価値あると考える生活を選ぶ真の自由」であり、その個人がもつことのできる選択肢の多さである。潜在能力の発揮とは、生きる幅の拡大であり、自由の拡充である。福祉や社会保障は、人々の自己実現と自由を尊重するように行われなければならないと説いた。<sup>(7)</sup>

「ルールズとセンの論じる公共性は、自立した個人、強者の論理ではなく、様々な立場の人に配慮し、彼らに目線を合わせる原理・理念が必要であるとしたものである。人間が多様であることを前提とし、誰もが持っているニーズ、権利としてのニーズを満たすことが国家の役割とする統治論的な公共性を明らかにした。」

2-1-2. ハンナ・アーレントとユルゲン・ハーバーマス

「国家的公」の概念とは異なる市民的「公共性」という概念を、二十世紀後半に広めた思想家がアーレントとハーバーマスである。

アーレントとハーバーマスは、それぞれの視点から人々の「活動」と「コミュニケーション」によって成立する「公共性」という概念を定式化した。アーレントは、古代ギリシャのポリス公共性を、ハーバーマスは十八世紀の公権力に抗した文芸的・政治的公共性を範とし、それぞれ新たな時代の公共性のあり方を探っていった。

アーレントは『人間の条件』<sup>(8)</sup>の中で、人間の活動を労働、仕事、行為に分類した。労働は生物としての人間の身体的な必要性に応じるも

の、仕事は人間の制作能力によるもの、行為は人間が自分自身を他者の前で露わにする活動である。アーレントは、行為と言論が人間の相違性を明らかにするという意味で、行為の世界に公共性を位置づけた。具体的に言えば、公共性を公開性と公共世界の二つの意味で定義し、公開性の定義に見られる「万人」は唯一性を持つ一人一人の集合体として捉えられる。つまり個別性と共通性が備えられた人々である。彼らが言語活動を通じて共有しあう世界が公共世界であり、それが人間の条件をなすというのである。彼女は、万人や私たちということとはを、均質で画一化された万人や私たちという意味ではなく、「共通性」のみならず、「独自性をもつ多種多様な人々の構成体」という意味で用いた。人間は他者と異なる自己を際立たせながら、「言語活動」によって他者とコミュニケーションし、自己のアイデンティティを確立していくことを強調した。言語を媒介とした相互的な行為がその個人の個性を最も表出するものである。だが、それが表出されるには、すなわち行為が可能となるためには、公的な空間がなければならず、また公的な空間にみずから姿を現さねばならない。行為には、行為を可能にする公的空間が存在していること、政治的・ポリス的な秩序が存在することが必要だと論じた。

このハーレントの公共性論に大きな影響を受けたと自身が認めているのが、ハーバースである。ハーバース『公共性の構造転換』によれば、ヨーロッパ社会において十八世紀中頃、カフェやサロンを舞台に「文芸的な公共圏」が立ち現れた。宮廷や教会など旧来の公的・

精神的権威に対抗して、また、生産や消費の必要性からも解放された空間にあって、表現の自由を標榜する全くの私人（市民）による自律的な領域が形成された。『公共圏（Öffentlichkeit）』とは了解を志向するコミュニケーションが成立する相互主観的な社会空間のことである。公共圏は、多種多様な意見を集約する討議（ディスカッション）のアリーナ（闘技場）とそれらの意見の個別的なネットワークによって構成される社会空間である<sup>①</sup>。つまり、公共圏とは、社会的意志形成のための、市民による自律的で開かれた討議の場、と解釈できる。

ハーバースが示した十八世紀における市民的公共性の基本構図は表1のように表せる。「基本的な分割線は国家と社会の間を分ける線で、これが公的領域を私的（民間）領域から隔てている。公的領域の範囲は、公権力だけに限られているが、われわれはこれに宮廷をも加える。私的領域の中には、本来の意味での『公共性』も含まれている。なぜなら、それは民間人の公共性だからである。（中略）政治的公共性は文芸的公共性の中から姿を現してくる。それは公論をつうじて、国家を社会の欲求へ媒介する」（ハーバース 前掲 四九～五〇頁）。

やがて、この「文芸的な公共圏」という社会空間は、フランス革命に前後して、言論、出版、集会の自由を核とする市民層の要求と結び付き、政治的意味合いを強く帯びるようになっていった。十九世紀後半からは、国家行政と経済の結び付きが強くなり、国家と社会の分離を前提とする市民的公共性の自律性は相対的に弱体化する。十九世紀

表1 ハーバースによる18世紀における市民的公共性の基本構図

(ユルゲン・ハーバース 1962 P49~50より作成)

私的(民間)領域 (Privatbereich)		公権力の領域 (Sphäre der öffentl. Gewalt)
市民社会 (商品公易と社会的労働の領域)	政治的公共性	国家 (「内務行政」の領域)
	文芸的公共性 (クラブ・新聞) (文化財市場)	
小家族的内部 親密性 空間 (市民的知識層)	都市	宮廷 (貴族的宮廷的社交界)

後半に始まる大不況以来、自由主義の時代は終わり、国家によって失業、事故、病気、老年、死亡といったリスクはまかなわれるようになる。同時に「私的な留保領域である家庭も、その地位の公的保障によって、ある意味で私的人格を奪われるのである」(ハーバース 前掲 二二頁)。また、文芸的公共性が発展して文化消費へ変貌していくにつれて、「文化を議論していた公衆は、文化を消費する公衆」(ハーバース 前掲 二二五頁)へと変化

し、「生産と消費の循環の中に引き込まれ、もはや生活の必要から開放された別世界を構成しえないという理由からみて、すでに非政治的なものなのである」(ハーバース 前掲 二二六頁)。

こうして、公共性の原理は機能変化、構造変化を起こした。その後二十世紀後半まで状況はよりいっそう深刻化するが、ハーバースは、行政・経済のシステムから相対的に自律した社会の新しい理解と公共性の理念を結合させる政治・社会理論を展開していく。「公共性」の批判的・規範的な側面を再生させようとしたのである。その中心となる概念が、「コミュニケーション的自由」と「批判的公開性」である。<sup>(1)</sup> 絶えざる合意形成へと向かう試行錯誤の空間そのものが市民的「公共性」を保障する場であり、常に「開かれている」こと、すなわち「公開性」を「公共性」の第一の条件とした。

2-1-3. アーレント、ハーバースへの批判

アーレントの公共空間論、ハーバースの公共性・公共圏論は、近代の公共性論に大きな影響を与えたが、両者の思想に対しては共通する批判点がある。それは、ある種の人々の排除の上に成立しているということである。

アーレントは、私的なもの、社会的なものを排除している。彼女が模範とした古代ギリシアの都市国家ポリスでは、生活圏(公的領域)と各個人に固有な家族の生活圏(私的領域)が明確に区別されていた。自分自身のものである家族と、共同体のものであるポリスの政治的領域はそれぞれ異なる機能を有していたからである。「家族という自然共同体は必要(必然)から生まれたものであり、その中で行われ

るすべての行動は、必然（必要）によって支配される」（アーレント 前掲 五一頁）。

ギリシャ市民であることは政治の舞台に参加することを意味していた。そのためにはまず家族内での雑務である必然から解放されていないければならない。ポリスではこの自由は、奴隷制という暴力を用いて獲得することができた。「暴力は、世界の自由のために、生命の必然から自分自身を解放する前政治的な行為」（アーレント 前掲 五二頁）として家族内では正当化されており、政治的領域に参加するために必然からの解放として用いられたのである。「要するに、ポリスはただ『平等者』だけしかないのに、家族は厳格な不平等の中心であるという点で、両者は区別されていたのである。自由であるということとは、生活の必要（必然）あるいは他人の命令に従属しないということに加えて、自分を命令する立場に置かないという、二つのことを意味した。それは支配もしなければ支配されもしないということであった」（アーレント 前掲 五三―五四頁）。アーレントにとつて私的な領域とは、privateの語源が示す通り、なにものかを奪われていることを意味する。家族内部では奴隷制という暴力によって不平等が存在し、その存在によって家長は自由を手に行っていた。それは政治への参加を意味し、その政治的領域での言論と活動は自由に行われていたのである。家庭内部で行われる活動は種の保存といった必然性に関連した活動であり、そのための不平等なのである。これが私的領域で行われる活動であった。一方、公的領域である政治は家庭の不平等を

前提にして存在する平等な市民によって支配されていた領域である。だからギリシャ市民が政治への参加を誇りに思っていた反動として、私的領域（private）がdeprivedという「なにものかを奪われている状態」（アーレント 前掲 六〇頁）として位置づけられていたのである。

「ギリシャ人の都市国家は、知られる限り、もっとも個人主義的で、もっとも画一的でない政治体であった」（アーレント 前掲 六六頁）。しかし、「近代の私生活は、政治的領域よりもむしろ社会的領域のほうに密接かつ確実に結びついている」（アーレント 前掲 六一頁）とアーレントはいう。社会的領域とは「生命の維持のためのみ存在する相互依存の事実が公的な重要性を帯び、ただ生存にのみ結びついた活動力が公的領域に現れるのを許されている形式にほかならない」（アーレント 前掲 七一頁）。つまり、社会的領域は家族的領域の延長であり、画一的であり経済的であり、社会的領域に属する近代人は、没個性化した存在であると捉えることができる。

アーレントの公共性概念は、古典的理論に固執したものであり、あまりにも理想主義的で、現実への適用可能性に乏しいとする批判も多く存在する<sup>11</sup>。またアーレントにおける公・私のあいだの境界線はジェンダーの二項対立軸と一致しており、「公的」領域すなわち男性性、唯一無二の存在としての個人、自由、政治、行為の空間と、「私的」領域すなわち女性性、身体、必然、家庭、自然の空間を峻別するため設けられていると、多くのフェミニストたちから批判されるこ

とになった。<sup>(1)</sup>

ハーバーマスもアーレントの公共性概念に対して、その古典的理論への固執ゆえに、現代的な諸問題には適用出来ないといった指摘を行っている。<sup>(2)</sup>

一方、ハーバーマスが公衆の担い手としたのはブルジョアに相当するもので、多くの人々はそこから排除されていたことを指摘した批判が多い。たとえばフレイザーは、「問題なのは、公開性と接近可能性というレトリックを用いるにもかかわらず、公式の公共圏がかなりの部分の人びとの排除にもとづいており、じつさいにその排除が重要な構成要素をなしていたことである」と指摘している。「女性、農民、ナショナリスト、労働者階級の公共圏の可能性を排除し、逆に言えば公共圏がブルジョア公共圏とされることで、それらが歴史の間に葬り去られるのである」<sup>(3)</sup>。

尚、ハーバーマス自身も、こういった批判を積極的に受け入れた。後年は、一九六二年に起こった平和運動、環境運動、女性運動や、八〇年代の東欧での民主化運動といった「新しい社会運動」に注目した。それらが政治に与えた影響力、NGOの登場と影響力を踏まえ、自発的に構成された団体、組織、運動をブルジョア社会とは異なる新しい市民社会の構成単位として位置づけている。

#### 2-1-4. アーレント、ハーバーマスの公共性概念の共通点

アーレントとハーバーマスの公共性には、排除性という問題はある

が、両者の思想に共通した価値理念である近代社会的共同性（連帯）や公開性は、市民的な公共性の重要な視点と考えられる。両者とも開かれた公共空間に主眼がおかれている。アーレントの公共性は、直接的な話し合いと相互に人格を顕現する活動の空間であり、ハーバーマスの公共性は、対話と共同の行為によって成立する公共圏である。それらが政策に影響を与える公論（Öffentliche Meinung）＝公共的意見の集約を形成しうる空間として、私的領域と国家をつなぐ市民社会における公共性の発露になると考えられている。

ハーバーマスのいう「公共圏」においては、人々は他者との交流の中で生きており、オープンなコミュニケーション（討議）が展開され、多様なネットワークが形成されることで、「公論」が形成される。アーレントも、人は「言語活動」によって他者とコミュニケーションし、自己のアイデンティティを確立していくことを強調し、そのため公的な空間が必要と説く。また、アーレントにおいても、ハーバーマスにおいても「公開性」が公共性を実現する上で重要な概念であり、誰もが公共的活動へ参画でき、人間の主体的な活動が促されること、つねに市民に「開かれていること」こそが公共性であると定義している。

ハーバーマスの『公共性の構造転換』は、公共圏の批判機能（討議機能）の喪失を主要テーマにした著作である。市民的公共圏が「消費の享楽」を乗り越えて、再び「公論」を取り戻すためにどうすればいいのか、ハーバーマスが提示する問題点である。この課題は、後年

『コミュニケーション的行為の理論』<sup>(15)</sup>で、国家・行政システムと経済システムの複合体による生活世界の植民地化として理論化される。つまり社会を「生活世界（コミュニケーションの合理性）」と「システム（国家行政・資本主義経済）」の二層構造としてとらえ、目的合理性や経済効率性などの原理によって作動する「システム」が、道徳的なコミュニケーションの合理性の原理によって運営される「生活世界」を脅かすと、各領域に病理現象が発生すると説く。システムによる生活世界（自由の王国）の支配に抵抗するためには、「公共圏」での了解を志向するコミュニケーションと討議による「民主的な意志の集約」が必要であるという。「公共圏」の概念はハーバーマスの思想に一貫する中心的概念であり、市民社会の再建（非経済的・非国家的な個人相互の主體的なネットワーク化）という課題を提示している。

## 2-2. 日本社会における「公共性」議論

日本社会では、「公」は、民である「私」と上下関係を形成し、多くの場合「公」である「お上」が民に「お触れ」として告知するという独特の構造をもつ。政治や行政、組織には依然としてこの対立図式が色濃く残っている。あるいは実務的には「公共事業」、「公益法人」、「公共の福祉」、「公道」、「公民館」といった言葉に代表されるように、国や自治体が市民に理解を求める際に使用される言葉が「公共性」であった。

丸山眞男は『政治学』（一九六〇）で、「戦後において滅私奉公の神

話が崩れ、エゴつまり私利私害が日陰者の地位を脱しながら自発的結社の発生はまだ定着しないために、そこから公共性への自主的通路が生まれぬ。だから依然として官憲国家が公共性を代表し、その慈恵による国庫支出、社会保障という性格が強く残っている」と、本来官憲国家は公的なものとは必ずしも一致しないと説いた。それに対して間宮陽介は、「公と私とは別に、公と私を結びつけるものとしての公共性という概念がある。これが大事である。それを導入すれば丸山政治学で言えば、政治的なものは公的なものとは必ずしも一致せず、むしろ公共性と過不足なく一致することが理解できるであろう。」<sup>(16)</sup>と述べている。

「公共性」が国家や行政そのものであるという文脈から飛び出し、肯定的でしかも活発に用いられるようになったのは一九九〇年代になってからである。山口定によれば、国立情報研究所が提供するデータベースにおいて、「公共性」という語を表題に含む人文・社会科学関係の論文数は、一九七五年から二〇〇二年までの間に一一〇〇点にも達し、とりわけ九〇年代後半以降その増加が著しいという<sup>(17)</sup>。それら一一〇〇点の論文をキーワードごとに分類し、論文数の多い順にあげると、行政一般、教育、都市、環境、学校、自治体、民営化、公害、まちづくり、公共事業、グローバル化、となっている（山口二〇〇三、二頁）。きわめて広範な領域において公共性への関心が高まっていることが窺える。学問領域でも、公共経済学、社会学、政治思想、政治哲学、法律学、法哲学、行政学、法律学等、議論は広

い分野に及び、理論的にも実務的にも様々な論点を抱えている。

齊藤によれば、「公共性」が「肯定的な意味合いを獲得するようになったコンテクストの一つは、国家が〈公共性〉を独占する事態への批判的認識」の拡がりがあったからだという。「すでに六〇年代末以降、公共事業を含む政府の『公共政策』に対して、住民運動、市民運動という形での抗議が提起されてきた。それが、九〇年代初頭、バブル崩壊後に国家の財政破綻が露になると、『公共性』に対する批判的な問題意識は広く一般に共有されるようになった」（齊藤 前掲 二頁）

また齊藤は、様々な議論を整理し、一般に「公共性」という言葉が用いられる主要な意味は、次の三つに大別されると言う。第一に、国家に関係する公的な（official）ものという意味。第二に、特定の誰かにはなく、すべての人びとに関係する共通のもの（common）という意味。この意味での「公共性」は、共通の利益・財産、共通に妥当すべき規範、共通の関心事などを指す。第三に、誰に対しても開かれている（open）という意味。この意味での「公共性」は、誰もがアクセスすることを拒まない空間や情報などを指す。そして、これらはいずれも国家との関係の程度や関係する人々の範囲、公開の程度という大小関係の想定（測度化）や順序付け、分類などが可能であり、ある事象の公共性を判定する際の示標として用いることができる。

山脇直司は、「governmental」や「official」という意味での『政府の公』と、市民、国民、住民の総称としての『民の公共』と、私有財産

とか営利活動とかプライベートなどの『私的領域』の三つを区別しつつ、その相互作用を考察するような三元論的なパラダイムを、実体概念としてではなく関係概念として捉えるという見方が必要である」という<sup>18</sup>。そして、「滅私奉公」という「人間—社会」観でも、「滅私奉公<sup>19</sup>」、つまり他者感覚を喪失した「人間—社会」観でもなく、「活私開公」という人間観、個人—一人が活かされながら民の公共を開花させ、政府の公をできるだけ開いたものにしていくような「人間—社会」観が必要と説く。ここでもやはり、「開いていくこと」＝「公開性」が公共性の重要なファクターとされている。

山口（二〇〇三）は、以下の八点を「公共性」を判定する基準として提起している。

- ① 社会的有用性もしくは社会的必要性：社会にとっての必要性あるいは効用の大小。
- ② 社会的共同性：社会ルールや価値観との適合性。
- ③ 公開性：開かれていること。
- ④ 普遍的人権：人権の保障。
- ⑤ 国際社会で形成されつつある「文化横断的諸価値」：自由、人権、デモクラシー、寛容、持続可能性。
- ⑥ 集合的アイデンティティの特定レベル：重層的、多元的な帰属意識の中で、共同体をどの範囲に設定するか。
- ⑦ 新しい公共争点への開かれたスタンス：新しいリスクに対して柔軟で開かれた問題意識を持つ。

⑧手続きにおける民主性：定められた手続きが民主的であるか。手続きが遵守されているか。

政治経済学の立場からいち早く公共性の基準を提起したのは宮本憲一である。宮本は、自ら関わった大阪空港訴訟の経験を踏まえて、公共事業や公共サービスの公共性について以下のような尺度を提唱した。<sup>(20)</sup>

- ①その事業やサービスが生産や生活の一般的条件、あるいは共同社会的条件であること。
- ②その事業やサービスが特定の個人や私企業に占有されたり、利潤を直接間接の目的として運営されるのではなく、すべての国民に平等に安易に利用されるか、社会的公平のために運営されること。
- ③公共施設の建設、改造、管理、運営に当たっては、周辺住民の基本的人権を侵害せず、かりに必要不可欠の施設であっても、出来る限り周辺住民の福祉を増進しうること。公共サービスについても基本的人権を侵害してはならない。
- ④公共施設の設置、改善や公共サービスの実施については住民の同意を得る民主的な手続きを必要とすること。この民主的な手続きには、事業・サービスの内容が住民の地域的な生活と関係するよくな場合には、住民の参加あるいは自主的な管理をもとめることをふくんでいる。

以上の四つの基準をあげ、「この基準にしたがって、現実の公共

財・サービスを判断すると、公共性の秩序がつくられるであろう。これらの諸条件を満足させるようなものは公共性が高次である」と説く。

二〇〇一年十一月以降の九ヶ月で一挙に全一〇巻を刊行し、その後も第二期 五巻、第三期 五巻を発刊、全一〇巻からなる佐々木毅、金泰昌編『公共哲学』（東京大学出版会）叢書は、対話的な手法をもって公共性問題にアプローチしたシリーズである。以下の四つの観点に留意して編集されたと記されている。

- ①公共性を、個を殺して公に仕える「滅私奉公」のような見方ではなく、個が私を活かして公を開く「活私開公」という見方からえる。
  - ②従来の「公」と「私」という二元論ではなく、「公」と「私」を媒介する論理として公共性を考える。
  - ③公共性の担い手について、国家が独占するという観点よりは、市民や中間団体の役割を重視するという観点から議論を進める。
  - ④グローバル（グローバルかつローカル）なレベルでの公共性について積極的に考慮する。
- 人文社会科学、自然科学に広範囲にわたるテーマを取り上げ、基本的には、「政府の公」と「民の公共」と「私」の三領域を区別しつつ議論しているが、相関的三元論とは異なる論者の意見も含め、自由闊達な討論を試みている。

公共性概念に関しては、現在なお様々な議論が進行中であり、それ

表2 近年の公共性言説の布置関係図（江口厚仁「公共性論の現在」2007他より作成）

国家的〈公〉共性	市民的公〈共〉性	〈私〉的領域
① パブリック・サービス (公共財・社会保障)	④ ボランティア・アソシエーション (新しい社会運動・NPO)	⑦ 自治的市民 (自己決定・プライバシー)
② ナショナル・アイデンティティ (国民/国家共同体)	⑤ 公民/公論共同体 (コミュニティ・審議民主主義)	⑧ 家族/親密圏 (アサイラム・承認・ケアリング)
③ パブリック・セキュリティ (国防・治安・リスク管理)	⑥ マーケット秩序/チャリティ (規制緩和・ブルジョア市民主義)	⑨ 自己開発 (自助・自尊・ワークフェア)

その問題関心にもとづき定義するため、領域によって多くの見方がある。近年の主な公共性概念の領域を整理したものが表2である。国家的〈公〉と〈私〉的領域の間に、市民的公〈共〉性という領域を設定し、公論を形成する共同体(⑤)を置いている点が、アレント、ハーバーマスの公共性概念に通じるところと考えられる。

### 3. 文化芸術の外部性と公的支援の根拠

#### 3-1. 文化芸術への公的支援の理論的根拠

ミュージアムの公共性を考える際の論拠とし

て、国家や自治体が文化芸術を支援する理論的な根拠に関する議論と文化の外部性について概観しておく。

アダム・スミスは『国富論』第五篇第一章の中で、庶民の教育に対して公共社会の注意を必要とすることを述べている。分業が進むに連れて国民の大部分の仕事がきわめて単純な作業に限定される。すると「困難を除去するための方策を見つけたすのに自分の理解力を働かせたり、創意を働かせたりする必要がない。(略)そのため彼は自然に、そのような努力の習慣を失い、およそ人間としてなりうるかぎり愚かで無知になる。精神の活発さを失うことによって、彼はどんな理性的な会話を楽しむことも、それに参加することもできなくなるばかりでなく、寛大、高貴、あるいはやさしい感情をもつこともできなくなる<sup>2)</sup>」。それを救うためには文化芸術に接する機会を提供すべきと説く。

「公衆の娯楽を頻繁で陽気なものにすることである。絵画や詩や音楽や舞踊によって、またあらゆる種類の演劇や展示によって、中傷や下品にならずに人々を楽しませ、気晴らしをさせることを企てて、自分の利益を追求するすべての人びとを、国家は、奨励すなわち完全な自由を与えることによって、ほとんどつねに民衆の迷信や熱狂の温床である憂鬱で陰気な気分を、彼らの大部分から容易に発散させてしまおうだろ。」(スミス 前掲 七七頁)

芸術・文化は一部の持てる者の特権ではなく、持たざる者もそれを享受できることが社会の安定につながるから必要だというのである。

個人にとつてのみならず社会にとつて有益である、だからこそ公共性を有する。

スミスの死後、イギリスでは産業化・工業化の進展を背景に、失われた手仕事の良さを見直し自然や伝統に美を再発見するアーツ&クラフツ運動が起こった。その中心的人物は思想家ジョン・ラスキンとデザイナーで思想家、詩人でもあったウィリアム・モリスである。ラスキンはものもつ「生を支える絶対的な力」によってものの価値を測る「固有価値論」を唱えた。「生を支える絶対的価値」をもつものひとつとして、芸術をはじめ美を備えたものをあげている。「有効価値の生産のためには常に二つの必要なものがある。第一は、財が、もともど利用しうるといふ性質をもつものとして生産されているということ、第二は、人間が生産されたものを利用する能力を身に着けていること」というように、固有価値が有効なものになるためには、それを享受する能力が必要であることを指摘した。

モリスたちが唱える理想社会―すべての人々が芸術の薫り高い生活を送る―を実現するためには、民衆が身近な生活に芸術を取り入れていく環境と、芸術を理解しうる教育が必要である。そうすれば、「生産者は創造性を発揮し享受者は享受能力を高め、人間の生命やくらしの充実に貢献しうる有効価値を実現してくれる」と期待したのである。

一九四五年の「イギリス芸術評議会」設立に尽力したJ. M. ケインズは、「来るべき時代においては、国民大衆が、古い時代において

恵まれた少数者だけに与えられていた美術の楽しみを味わうことができるようにしなければならない」と考え、「近代世界においては、芸術は古い時代における裕福な階級の庇護に変わるべき新しい後援を要求している」と、芸術保護における政府の役割の重要性を示した。さらに芸術に関しては政府を直接決定に介入させず政治的中立を保たせるために、助成機関と政府の間に一定の距離（アームズレングス）が必要だという「アームズレングス」の法則を打ち出した。

### 3-2. ボウモル、ボウエンの指摘

文化芸術への公的支援の根拠に関する分析としては、W. J. ボウモルとW. G. ボウエン（一九六六）、B. S. フライとW. W. ポマレーネ（一九八九）、ハイルブラン、JとC. M. グレイ（一九九三）、D. スロスビー（一九九四、二〇〇二）らの研究がある。中でも、現代の文化芸術の公的支援に明確な理論的根拠を提示したのは、ボウモルとボウエン著の『舞台芸術 芸術と経済のジレンマ』<sup>(24)</sup>である。米国全土の演劇、音楽、バレエ、ダンス、オペラなど舞台芸術諸団体の財政問題を綿密なケーススタディに基づいて分析した。舞台芸術は経済的に自立不可能であり、経済一般が発展していく中で、所得不足（赤字）が年々増大せざるを得ないことを論理的に立証した。所得不足の必然性「市場の失敗」がただちに公的支援の根拠とはなり得ないが、芸術文化の持つ外部性に着目した。文化芸術はそれを直接享受する個人だけでなく、その個人が属するコミュニティにも

様々な便益をもたらし、私的財の側面と公共財の側面を合わせ持つ公共財ないしは混合材であるとした（ポウモル、ポウエン 前掲 四九四―五〇〇頁）。ポウモル、ポウエンが指摘した外部性は、以下の四点である。

① 舞台芸術が国家に付与する威信

② 文化活動の広がりが周辺のビジネスに与えるメリット

③ 将来世代への効用（芸術水準の向上、観客の理解力の発達）

④ コミュニティにもたらされる教育的貢献

このように「芸術が共同体全体に普遍的な便益を提供しているのだとすれば、芸術は多かれ少なかれ公共財であり、その便益はチケット売場において回収が期待できる売上げを明らかに上回っている」（ポウモル、ポウエン 前掲 四九九頁）ために、政府が支援することは合理性がある。

また、観客調査の結果、舞台芸術の観客は、高学歴、高所得、専門職といった属性を持つ人が多い点を指摘した。文化芸術が社会的に有用であるという公共性を持つのであれば、平等性、再分配の観点から政府が文化活動を支援すべきであると論証した。

ポウモル、ポウエンが示した文化支出の理論的根拠を纏めると、①所得不足の必然性、②文化芸術の外部性（社会的便益）、③平等性・再分配の三点である。この提言は一九六五年に米連邦政府が芸術助成のためのNEA（全米芸術基金）を創設するきっかけになった。

### 3-3. 文化の外部性についての諸理論

ポウモル、ポウエン以降も、文化芸術への公的支援の理論的根拠と文化芸術がもつ外部性についての研究がみられる。

フライとポメレーネは『芸術と市場 芸術経済学の探究』<sup>(25)</sup>において文化芸術の正の外部性について次のように指摘している。

① オプション価値―今すぐ消費しないが、芸術の供給によって受けるかもしれない便益

② 存在価値―歴史的建造物のような、一度壊してしまえば商業ベースでは復元不可能なものが持つ便益。

③ 遺産価値―次世代の人々は、自分達の選好を現時点で表示することができないので、引き継ぐ努力を怠ると断絶してしまう便益

④ 威光価値―国民としての誇りを感じさせ、文化的アイデンティティの維持に貢献する。

⑤ 教育的価値―社会の創造性や文化的評価能力を高め、その結果、社会の構成員が受ける便益。

同書の中でフライとポメレーネは、スイスにおける文化的案件への住民投票の結果について詳細な分析を行っている。一九六七年、スイス・バーゼル市においてピカソの絵を購入すべきかどうかを住民投票で決定した際に、住民のどのような選考が反映されたかをバーゼル市を二一区に分けて検証した。投票に際して、コミュニティにとって名画を所有することの意義や、ピカソの絵の価値について議論や学習を行った後では、住民投票が私的な便益のみを考慮するだけでなく、社

会的便益をも反映し得ることを示した。<sup>(26)</sup>つまり、高所得者ほど賛成が多い、美術館への交通費が少ないほど賛成が多い、税金の上昇が大きいほど賛成が少ない、といった仮説では投票結果を説明できず、遺産価値、威光価値、存在価値という文化の外部性が評価されていることを明らかにした。

またハイルブランとグレイは芸術文化の外部性について下記の六点を指摘している。<sup>(27)</sup>

- ① 将来世代への遺贈
- ② 国のアイデンティティまたは威信
- ③ 地域経済への貢献
- ④ 自由な教育への貢献
- ⑤ 芸術への参加による社会進歩
- ⑥ 芸術的イノベーションを促進することによる便益

以上のように、文化芸術はそれを直接享受しない人にも便益を及ぼす外部性があるため準公共財と位置づけられる。外部性には、(1)文化芸術を消費することによる経済波及効果と、(2)文化芸術を享受することで人やコミュニティにもたらされる便益との大きく二つの側面がある。また観客の属性から、芸術家を支援するだけでは文化芸術を享受する機会の多い高所得者を税金で支援することになる。そこで公的資金を使いチケット価格を下げたり、地域間格差を縮小したり、子どもの頃から文化や芸術に親しむ機会を提供するなど、広範囲の人々に文化芸術へのアクセスを保障することが必要になることを示した。

表3 文化芸術の外部性

(ボウモル・ボウエン 1966、中川幾郎 2001、後藤和子2005他 より作成)

ボウモル、ボウエン	ハイルブラン、グレイ	フライ、ボメレーネ
・舞台芸術が国家に付与する威信	・国のアイデンティティまたは威信	・威光価値(国民としての誇り、文化的アイデンティティの維持)
・文化活動が周辺のビジネスにもたらすメリット	・地域経済への貢献	
・将来の世代への利益(芸術水準の向上、観客の理解力の発達)	・将来世代への遺贈	・遺産価値(次世代の人々は自分の選考を表示できないので、引き継ぐ努力を怠ると断絶してしまう便益) ・存在価値(歴史的建造物のように一度壊すと商業ベースでは復元不可能なものが持つ便益)
・コミュニティにもたらされる教育的貢献	・自由な教育への貢献	・教育的価値(社会の創造性や文化的評価能力を高めて、その結果、社会の構成員が受ける便益)
	・芸術への参加による社会進歩	・オプション価値(今すぐ消費しないが、芸術の供給によって受けるかもしれない価値)
	・芸術的イノベーションを促進することによる便益	

文化芸術の外部性に関するこれらの諸説の相似的な対応を一覧にする(表3)のとおりである。

これらの文化芸術がもつ外部性から、文化芸術への公的支援の理論的根拠を導き出していくのであるが、片山泰輔（一九九五）は、「芸術文化の外部性」の議論を検討し、芸術文化への公的支援の合理的根拠を、資源配分、平等主義・所得配分、価値財の三つに分けている。<sup>(28)</sup>

資源配分の考え方は、たとえば舞台芸術がもたらす便益には、直接の鑑賞者以外に、劇場に足を運ばない人にも何らかの便益があり、それが表3の威光価値、遺産価値、地域経済波及説、社会向上説、オプション価値などである。

平等主義・所得配分の考え方は、すべての人が等しく芸術を鑑賞する機会を持つべきだという立場を取るもので、低所得の人々への鑑賞機会提供、芸術享受能力の教育、芸術鑑賞の地域格差の是正という三つに議論が分かれる。

価値財という考え方は、芸術文化を、消費者の好みにかかわらず、政府が供給するのが望ましいとされるような財、すなわち社会的に価値がある財と見なす立場で、これはパターナリズム（温情主義）とも呼ばれる。義務教育や福祉のように、国民が選ぶ前に、国家の側があらかじめ良いもの・望ましいものを提供した方がよいという考え方である。

池上惇（二〇〇三）によれば、A. マーシャルが外部経済という概念を提起してから、当事者間の取引によって、当事者間の利益が得られるばかりではなく、当事者以外の第三者や社会の多くの人々が利益を得るといふ論点が目されるようになり、それが文化政策の理論に

も大きな影響を与えている。たとえば、美術館に行ったことがなくても、自分の町にあることが住人の誇りになったり、多くの来館者で地域の商店街が活性化するという効果もあったことである。

文化の外部性を指摘した理論の中でも、特にポウモル、ポウエン理論は、文化芸術の外部性及びそれへの公的支出の根拠を、「有用性と芸術性の二つの側面から把握」しており、文化経済学の共通認識となつている。また「芸術文化の領域だけでなく、サービス産業を中心に経済分析のひとつのツールとして定着」している。<sup>(29)</sup>

#### 4. 日本の文化政策の歩みとミュージアムの新しい試み

##### 4-1. 文化政策と博物館

##### 4-1-1. 戦後の文化政策

公立文化施設の運営や、文化の事業思想の基になる国の文化政策とその理念について、特に戦後の動きを中心に概観しておく。

日本では、戦前・戦中に国家による文化統制が行われ、自由な意思による文化活動が制限された。この反省から、戦後は政府が積極的な文化政策を行うことに躊躇し、「国の文化への関与は極力排除することが要請された」<sup>(32)</sup>。加えて一九五〇年代から一九六〇年代にかけての高度成長期には、国の政策の中心は経済におかれ、文化政策についてはきわめて消極的であった。

一方、高度経済成長は都市への人口の過度の集中と地方の急激な人

口減少をもたらし、乱開発、公害問題といった社会の歪みも次第に顕在化していった。一九六八年には、文部省文化局と文化財保護委員会が統合され、文化庁が設置された。

一九七〇年代後半から一九八〇年代には、高度経済成長の終焉とその反省から、「文化の時代」が標榜されるようになる。国による直接の芸術支援体制が確立されるとともに、芸術のみならず生活文化にまで範囲を広げた幅広い文化政策が展開されるようになった。また、「文化の時代」と同時に、「地方の時代」「国際化の時代」がいわれるようになった。こうした流れの中で地方公共団体も文化行政に積極的に携わるようになった。

戦後、日本では文化を教育との関連で捉えていたが、一九七〇年代後半、梅棹忠夫から「教育はチャージ（充電）、文化はデイスチャー（放電）」であり、両者の方向はまったく異なるもので、教育の文脈の中で文化を捉えるのは不適切だ<sup>(33)</sup>という問題提起がなされた。この提言は一九八〇年代の自治体の文化行政大きな影響を与えた。それまでは地方自治体の文化行政は教育委員会所轄が大半であったが、教育委員会から離れ生活文化も含めて総合的に推進するために首長部局が担当する自治体が増加した。

「文化の時代」は、総理大臣大平正芳の委嘱を受けた政策研究会「文化の時代研究グループ」が一九八〇年に取りまとめた報告書『文化の時代』に由来する。経済成長が一段落し、人々の興味が心の豊かさや生活の質に向かう中で、この標語は当時、文化行政の重要な政策

概念となった。一九七八年に神奈川県知事長州一二により提唱された「地方の時代」は、「地域住民の生活の質の向上のために、地域的文化性、自立性を重視する」という意味で、地方の衰退に対する危機感から地方の自治と分権を求め、復権を目指すものであった。一九七七年には、埼玉県知事畑和が「行政の文化化」を唱えた。「地方の復権」が叫ばれる中、地方政府で文化に中心的な位置が与えられるようになった。

一九九〇年代に入ると、文化庁が文化政策の再編に着手し、民間の芸術活動に対する支援が本格化した。文化庁は文化政策の再検討のために、一九九〇年に「文化政策推進会議」を発足させた。同年「芸術文化振興基金」が設立され、それまで中核的な芸術団体への支援が中心であった文化庁の予算配分が、裾野の領域にも行き届くようになった。一九九六年には、「アーツプラン21（芸術創造特別支援事業、国際芸術交流推進事業、芸術創造基盤整備事業）」が設立された。先駆的な芸術活動に対する助成事業で、芸術団体の経常経費に対する助成である点で従来とは異なっていた。一九九〇年には社団法人企業メセナ協議会が設立され、芸術への支援も官民両サイドからなされるようになった。地方でも、文化が地域政策の中心として捉えられるようになり、まちづくりや村おこしの中核に位置つける事例も出てきた。

文化への関心が高まるなかで、二〇〇一年十一月三十日の第一五三回臨時国会において「文化芸術振興基本法」が成立し、十二月七日に公布・施行された。この法律は、①文化の中核をなす芸術、メディア

芸術、伝統芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、レコード、文化財などの文化芸術の振興に関する基本理念を定め、②国と地方公共団体の責務を明らかにするとともに、③文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動を促進し、文化芸術の振興に関する施策の創造的な推進を図るつとというものである。<sup>(2)</sup>

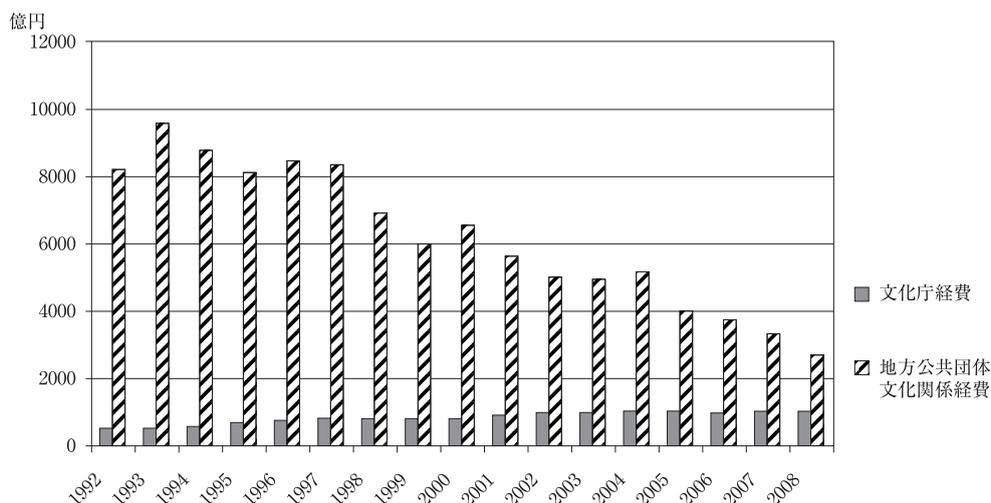
文化政策の対象の明確化と文化に関する基本的権利が法律によって初めて明文化され、文化政策や文化芸術振興の基本に関しては、同法が第一義的地位を占めるようになる。日本の文化政策は、文化財保護を中心とした保護政策から芸術・文化振興政策へと大きな転換点を迎えることになった。

#### 4-1-2. 地方自治体の文化政策

地方自治体の文化芸術政策の推移、公立の文化施設の整備状況についても、その背景を含めて概要をおさえておく。予算面からみると、国（文化庁）及び地方自治体の芸術文化経費の支出の推移は表4のとおりである。

国による公的な芸術支援は、文化庁の創設（一九六八年）とともに一九七〇年代末から本格化した。文化庁の予算は創設当時五〇億円程度であったが、一九八〇年代に入ると三六〇億円にまで拡大した。その後、財政緊縮の影響を受けて一時横ばい状態を経験したものの、一九九〇年代に再び文化政策に関心が集まると急速に増加し、一九九七

表4 国と地方自治体の文化関係経費の推移（文化庁資料より作成）



年には八二八億円に達した。その後、二〇〇六年度には一〇〇六億円、二〇〇七年一〇一七億円、二〇〇八年一〇一八億円と微増が続く。バブル経済崩壊後の不景気のなかでも増加傾向にあり、一九九六～二〇〇六年度の一年間で三四・一%増加している。文化庁の全体予算が増加傾向とはいえ、国家予算に占める比率は、二〇〇九年度でも〇・一二%に過ぎない。

文化庁予算の基本的骨格は、「芸術文化の振興」と「文化財保護の充実」の二本立てである。一九九三年度予算では、「芸術文化の振興」と「文化財保護の充実」の予算額はおおよそ一対四であったが、二〇一三年度予算では一対二になっている。文化庁予算は、「文化財保護の充実」が政策の柱であるが、近年は「芸術文化の振興」の方に力が注がれるようになってきた。

一方、地方公共団体の文化関連支出は文化庁予算と同様に推移し、一九九〇年代に入って急速に増加した。しかし、一九九三年をピークに（一九九三年に八一七二億円で最高）、地方経済の低迷や地方交付税の削減等で、近年大幅に縮小している。地方公共団体のうち、都道府県の文化関係経費は、全国合計で二〇〇八年度に六一三億円で、一九九〇年代前半に比べほぼ三分の一になっている。博物館の維持・運営に関わる文化施設経費も一九九六年度の六六七億円をピークに大幅に減少し、二〇〇八年度には三八八億円である。市町村の文化関係経費も大幅な減少傾向にあり、全国合計で二〇〇八年度に二〇八〇億円で、一九九四年の五五二八億円からは半額以下になっている。但し地方公共団体の芸術文化関連経費の内訳を詳しく調べると、一九九〇年代前半までは、大部分が文化施設建設費等のハード整備にかかる費用であった。一九九六年に初めて、芸術文化経費（芸術文化事業費＋文化施設経費）が文化施設建設費を上回っている。また地方公共団体の芸術文化関連経費の分野別の構造は、文化財と比べて芸術文化の分野に対する支出が大きく、文化庁予算と逆転構造になっている（表5、

表5 都道府県の文化関係経費内訳（2008年度 文化庁資料より作成）

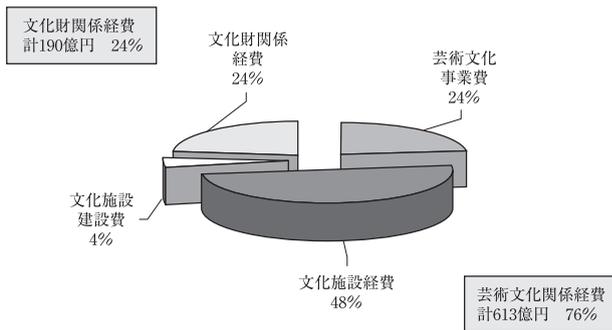


表6 市町村の文化関係経費内訳（2008年度 文化庁資料より作成）

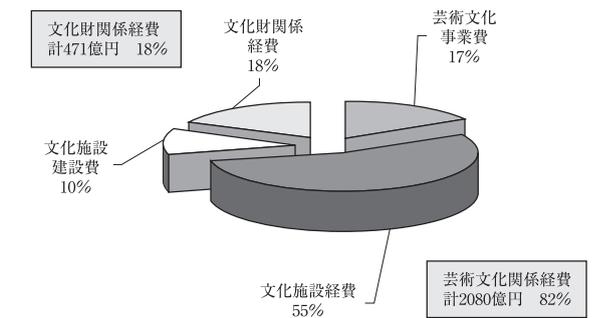
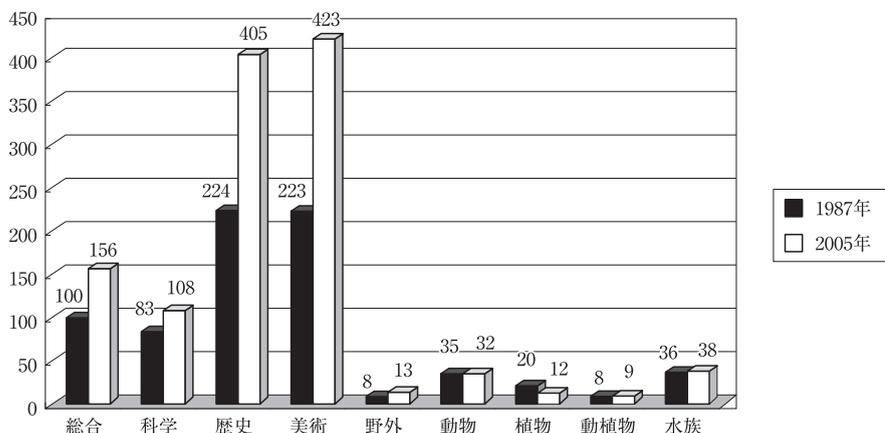


表6）。博物館については、一九五二年の博物館法制定後、全国で二三九館（一九五五年度社会教育調査）にすぎなかった博物館等（博物館相当施設含む）が年々増加し、二〇〇五年十月（二〇〇五年度社会教育調査）で博物館等数は五六一四館である。登録博物館は八六五館、博物館相当施設が三三三館、博物館類似施設が四四一八館である。館種別にみると、美術館が最も多く四二三館、ついで歴史博物館が四〇五館である。（表7）このうち、国立、都道府県立、市町村立を合計し

表7 館種別博物館数（1987年と2005年の比較 社会教育調査より作成）



展を遂げた。その一般的な背景としては、高度成長期の負の遺産である自然環境破壊・歴史的環境破壊に目が向けられたこと、余暇時間

た国立博物館は、全体の七五%を占める。（表8、表9）年間入館者数も約二千六百万人であったのが約二億七千万人を超えるに至っている。一九八六年と二〇〇四年の入館者数の推移をみると、一九九八年をピークに二〇〇〇年以降はやや足踏み状態である（表10）。

一九九〇年代で博物館の量的拡大は一息つき、「質」が問われるようになったと言われている。前述のとおり地方自治体の文化行政は、「地方の時代」といわれた一九七〇年代後半に飛躍的な発

の増大や高学歴化に伴い、ゆとりや生きがい、心の豊かさといった面に入々の関心が高まってきたことがあげられる。生活の質を問い直す中で、文化的な環境への関心、文化への嗜好が強まっていく。「一九六〇年代の高度経済成長に伴う負の効果（公害の発生、自然環境の劣化、歴史的環境の破壊）に対して、一九七〇年代に入ってから強い反省が生じ、石油ショックによる安定成長への移行とあいまって、人々の価値観がものからこころへと転換していった。また高度経済成長は、企業、情報、文化の東京一極集中を招来したが、これに対して地

表8 2007年現在登録 &amp; 相当施設(計1196館)設置者の割合 (2007年度社会教育調査より作成)

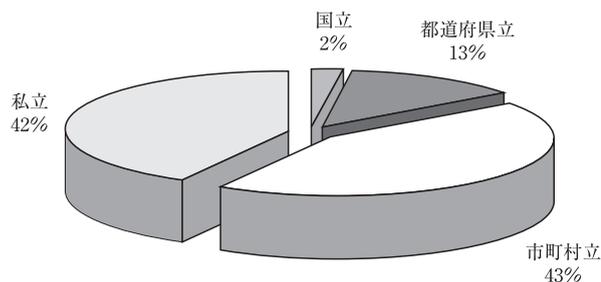


表9 2007年現在類似施設も含めた(計5614館)設置者の割合 (2007年度社会教育調査より作成)

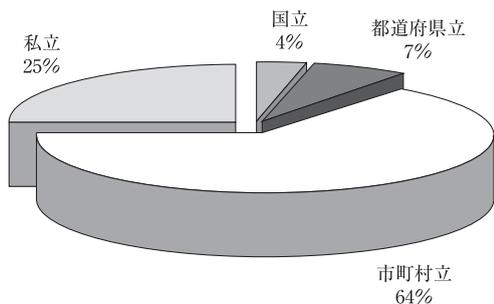
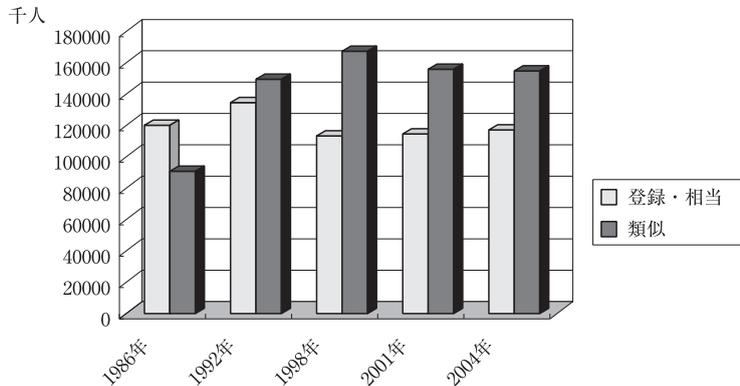


表10 入館者数の推移（社会教育調査より作成）



を進めるために文化担当課が首長部局に設置されるようになる。首長部局における文化行政の狙いは、地域や住民に密着し、地域の特性を生かした独自の政策に基づいた総合行政に文化芸術政策を位置付けることにあった。

一九八〇年代は、好景気も手伝い、美術館・博物館、文化ホールな

方公共団体は、地方自治への強い危機感を持つに至り、そのような事態から脱却し地域の主体性、自律性を確保する方向として、文化行政の重要性が認識されることとなった<sup>35)</sup>。

一九七〇年代の地域文化振興の領域は、文化財保護、社会教育（生涯学習）、芸術文化振興（主として鑑賞機会の提供）である。文化行政への関心が高まっていくと、従来文化活動を管轄してきた教育委員会から切り離し、自治体全体として総合的な文化振興

どの文化施設の建設・運営へ力点に移り、地域独自の政策をつくりあげるための「自治体の政策形成能力の強化」や「住民参画」は二義的となる。この時代の文化行政は当初の総合行政から、「環境」や「福祉」などと同じく行政サービスへと変容したと言われている。

一九九〇年代に入ると日本経済の後退により企業の文化支援活動が減少した。さらに自治体財政の悪化、それに伴う文化予算の縮小などにより文化事業が弱体化し、利用率の低い文化施設に対する批判が起こった。特に公立の文化施設は、設置者、運営者が施設の公的役割をどのように認識しているのか、それに対する財政負担が住民に支持されているのか、といったことが厳しく問われるようになってきた。一方でまちづくりに対する市民意識の高まりや、NPO団体の台頭があり、文化行政は再び地域や住民に目を向けるようになっていく。

このように、地方公共団体を中心とした地域の文化政策は、文化の振興、文化施設の整備、そして地域独自の文化や住民の文化的活動への参画、と方向性が変遷している。文化政策のターゲットの変化は、公立ミュージアムについても、その芸術的意義だけでなく、都市や地域振興における位置づけ、住民をはじめとする利用者のかかわり等が見直されることになる。

#### 4-2. ミュージアムの新しい試み

##### 4-2-1. パリ ポンピドゥー・センターの試み

一九七七年にフランス・パリに開館したジオルジュ・ポンピドゥー

芸術・文化国立センター（通称ポンピドゥー・センター）のコンセプトは「開かれた美術館」である。ポンピドゥー・センターは、国立近代美術館、公共情報図書館、産業創造センター、音響音楽研究コーデイネーション・インスティテュートという四つの大型の共同組織と映画館によって構成された総合芸術センターである。パリの五月革命から一年余経つた一九六九年七月、ジョルジュ・ポンピドゥー大統領が、それまでのようなエリートが占有する芸術や文化の枠を破り、社会のすべての人々に開かれた場を創造するプロジェクトとして発表した。一九七一年七月に開かれた国際競技設計（国際コンペ）には、四九カ国から六八一の建築プロジェクトの応募があり、イタリア人レンゾ・ピアノ、イギリス人リチャード・ロジャースの作品が採用された。建設地はパリの中心地、レ・アール地区。かつて、パリのおなかと呼ばれる巨大な市場があった都市の中核部である。市場があったために流通と交通の中心点となり、その後郊外電車が乗り入れ、交通網が周辺部に広がっていった。開館後、「パリの郊外に住む多数の人々が気軽に訪れる空間になった」<sup>36</sup>のは、交通網の結節点という地理的條件に負うところが大きい。ただし、歴史的建造物に囲まれた都市の中心地に、ガラスと鋼鉄とパイプで組み上げた建物の建設が開始されたときは、反対運動の嵐だったという（岡部 一九九七 三三三頁）。

歴史と伝統を重んじる人たちだけでなく、現代アートが国家の中央集権組織で管理されることに対するアーティストの反発も激しかった。

開館後は、設立当初五千人と見込まれていた一日の入場者数が平均二万五千人となり、年間九〇〇万人、世界でも利用される複合文化施設となった。

二〇一〇年には、フランス東部にポンピドゥー・センターの分館であるポンピドゥー・センター・メスが開館している。

ポンピドゥー・センターはいくつかの文化施設の複合体のようにあるが、年に何度かは全館あげての総合的なエキスポジョンを行い、館内の各施設がそれぞれの立場で共通テーマに取り組み、あたかも一体のミュージアムのように活動する。

ポンピドゥー・センターのキュレーター、Jean Paul Amelineによると、設立当初ポンピドゥー・センターが意図していたのは、図書館、映画館、建築、デザイン、音楽など、それぞれの目的、興味を持ってきた人が、今まで知らなかった分野に触れ、さらに興味を持つように



▲ポンピドゥー・センター。むき出しのパイプとガラス面で構成された外観

（Centre Pompidou HP より 2011.5.1アクセス

<http://www.centrepompidou.tr>）

なることであつたという。「大切なことは、一つのフロアから別のフロアに行きやすい、動きやすいということでした。来館者の多くは、センターに何かがあるのかわからないでやってきて、色々なものがあることがわかり、一度には見切れないのでまたやってくる。センターに来る最初の目的とちがう、別のものとの出会いの場を与えている。センターは、来館者をそれまで知らなかった分野、自分では積極的に知ろうとしなかつたものの前に立たせる、という意図を持っていたのである」<sup>(47)</sup>。

それは教育的側面というより情報発信の場でありたいという狙いだったという。「必要とされているのは、器でなしにシステムである。現代美術の収蔵庫でなしに、それを活性化し、情報化し、公有化する仕掛けなのである」<sup>(48)</sup>。そして、ポンピドゥー・センターが発信する情報は、毎日センターを訪れる二万五千人の人々によって、「様々な社会の階層へと伝えられていった」(岡部一九九七 四二頁)。

ポンピドゥー・センターが開設準備を進めていたころ、同じように「開かれた美術館」の理念を現代美術の領域で活発に展開していたのが、アムステルダム市立美術館 ストックホルム近代美術館、ベルン・クンストハレなどである。「ポンピドゥー・センター開設準備が始まっていた一九七三年には『開かれた美術館』討論・研究会がパーゼル・クンストハレで開催され、ストックホルム近代美術館館長ポントウス・フルテン(Pontus Hulten)らが、参加していた。(中略)ポンピドゥー・センター内のパリオ国立近代美術館初代館長に就任したフ

ルテンは、『私たちは、六八年の五月革命の本質的な状況、すなわち〈街路の状況〉のような、そこにすべての人々が階級や文化や教養の差を越えて、誰一人拒絶されたと感じることなく居られる空間を作ることができないかと思っていた』と六八年以降の美術館の在り方を述べている」<sup>(49)</sup>。

「開かれた美術館」は、あたかも開かれた都市のように、あらゆる階層の人々が自由に往来する街路のような場を目指していたのである。ポンピドゥー・センターの開館と同じ一九七七年にフランスで発刊された『*Le musée et la vie*』<sup>(49)</sup>では、ミュージアムの構成要素を①建物、②コレクション ③スタッフ ④公衆と定義している(図一)。

これらの四要素は、ミュージアムの科学、すなわちミュゼオロジーを構成する内容である。その上でミュージアムと公衆との関係が新しい段階を迎えたことを記している。「ミュージアムは新たな発展段階を迎えたのである。そこは情報伝達と交流の場となり、コレクションが媒介となつて異なつたカテゴリーの来館者たちが活発に交友関係を結び、それぞれの方法で自己を表現する」(八九頁)。ミュージアムが「誕生して三世紀を経た現在、柔軟で時代の変化に即応した献身的なミュージアムこそ、公衆の日常生活の周囲に作り上げられた新たな社会関係の場に急速になりつつある」(九七頁)。

神殿のような美術館で厳かに作品を鑑賞するよりも、フォーラムのようなミュージアムが要望されるようになったというのである。過去を懐かしむ避難所ではなく、公衆のために、学校や研究所としての役

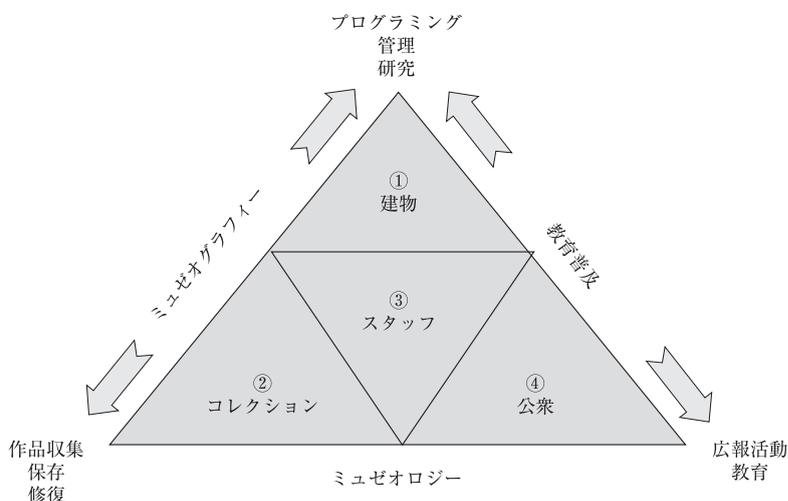


図1 ミュージアムの定義（『le musee et la vie』より）

- ① 建物のなかではプログラムが明確にされ、研究が進められ、管理が行われる。それらはミュージアムの責務である。
- ② ミュゼオグラフィーとは、コレクションを展示するテクニックである。
- ③ コレクションと公衆の間で、スタッフは作品の研究や保存、そして来館者への広報活動や教育を任される。
- ④ 公衆にその価値を認められるということが重要である。教育普及を目的とした活動によって、ミュージアムは〈公衆への奉仕〉のために開かれる。

割を持ち、さらに地域を再認識し表現する施設へと変遷していることを説く。ミュージアムがいかに新たな「共感の輪を広げ」、潜在的公衆に貢献するかが、すでに七〇年代のミュージアムの指針であった。

4-2-2. 日本のミュージアムの新しい試み

日本でも、一九九〇年前後から、ミュージアムにおいてワークショップ型（創造体験・アーティスト交流）のアウトリーチ活動や市民ボランティアの参画など、鑑賞型のみではない活動が活発に実施されるようになった。例えば世田谷美術館（八六年開館）、目黒区美術館（八七年開館）、水戸芸術館現代美術センター（九〇年開館）などがアーティストのワークショップによる広義のアウトリーチを積極的に展開した。夏休みに子どもを対象にしたプログラムを多数開催したり、美術館と学校が連携して出張講座を行うなど、子どもの頃からアートを身近に感じる環境も整えられてきた。

また文化施設を単体の施設として考えるのではなく、まちをつくるひとつの政策として捉えていくこととするミュージアムも出てきている。

水戸芸術館は、水戸市制一〇〇周年を記念して一九九〇年に開館した文化施設である。美術、音楽、演劇の三部門の併設、市総予算の1%を運営に充てる文化行政事業が脚光を浴びた。館長の吉田秀和をはじめ日本を代表する文化行政事業が参画し、各分野の専用空間を活用した自主企画による事業を行うほか、専属の「水戸室内管弦楽団」「水戸カルテット」「ATMアンサンブル」と専属劇団「Acting Company Nito」を編成したことも話題になった。文化芸術の振興という側面だけでなく、国道五〇号沿いに線的に発展してきた水戸の中心市街地が面的に発展し、都市としてより充実していきっかけになるように



▲水戸芸術館。市中心部に建ち、中心市街地活性化の役割も期待された。  
(水戸市 HP より 2011.5.1アクセス  
<http://arttowermito.or.jp>)

計画された。館の広場をとり囲む形で、東側には、水戸市制一〇〇周年を記念する高さ一〇〇メートルの塔、西側にはエントランスホールをはさんで劇場、コンサートホール、北側には現代美術ギャラリーが配置されている。音楽、演劇、美術の各分野がそれぞれの施設で独立した活動を行う専用空間を持つと同時に、お互いにクロスオーバーしあうように設計されている。芸術館開設準備室長だった横須賀は、「こういう施設を作ったときに、この周辺はどう変化するのか。どう誘導すべきなのか。(中略)文化施設立地の考え方には、都市を否定した中で次の所に位置を求めているという例が結構多い。そうじゃなくて、街を創っていく全体政策の一つの現れとして形を整えなくてはならない。」と述べている<sup>(14)</sup>。

二〇〇二年からは、アートを媒介として水戸の街自体がカフェのよ

うに、人々が集い、交流するプロジェクトとして「カフェ・イン・水戸」を実施している。美術作品をギャラリーの中だけでなく、中心市街地の様々な場所に設置し、人々が参加できるプロジェクトを実施することで、多様な美術との接点を構築し、水戸芸術館を中心に人々の流れを街の中に作り出すとする企画である。

他にも金沢21世紀美術館(石川県金沢市)や十和田市現代美術館(青森県十和田市)等、近年に開館した美術館は、住民のみならず観光客を視野に入れたより幅広い層の利用を狙い、周辺の商店を巻き込んだ地域の活性化、まちづくりの一環としての美術館経営に力を入れている。「住民かビジターか」という二者択一の枠を超えた、開かれた美術館を目指している。

二〇〇四年に開館した金沢市21世紀美術館は、金沢市の中心部に位置する。兼六園、金沢城公園といった観光名所に近く、香林坊や片町などの繁華街からも徒歩圏内にある。建築のコンセプトは、様々な出会いや体験が可能となる「公園のような美術館」。そのため建物三方が道路に囲まれている美術館敷地内にはどの方向からでも人々が訪れることができるよう、正面や裏側といった区別のない円形が採用された。

美術館のコンセプトは、①世界の現在とともに生きる、②まちに活き、市民とともにつくる参画交流型、③地域の伝統を未来につなげ、世界に開く、④子どもとともに成長する、という四つである。学芸課の他に交流課を設置し、美術以外の音楽やパフォーマンス・アートなどのイベント、美術館周辺の広場でのイベント等を担っている。近隣

商店街と連携し、美術館の入場券の半券やロゴの入ったコースターを持参すると、双方で割引になるといった事業を実施し、商業エリアを補完する存在にもなっている。

開館以来特に力を入れているのは、子どもが楽しめる美術館であることだ。開館後、金沢市の小・中学校と美術館連携特別プログラムとしてミュージアム・クルーズ・プロジェクトを実施し、市内で学ぶ全小中学生約四万人の子供たちを学校ごとに無料招待した<sup>(12)</sup>。子供が自由に「見て」「触れて」「体験できる」ように作品を展示し、プログラムを作成した。さらに「もう一回券」をつけ、再び親と来館してもらつような仕組みを作り、それが新たな集客の獲得につながった<sup>(13)</sup>。美術館を楽しいと思つた子供たちは成長して親となつたとき、自分達の子供を美術館に連れてくるのが考えられる。子どもという来館者を獲得することで、ファミリー層をはじめ、新しい顧客を生みだしている。



▲金沢21世紀美術館。だれもがいつでも立ち寄ることができるように、建物には表、裏がない。

(金沢21世紀美術館 HPより 2011.5.1アクセス

<http://www.kanazawa21.jp>)

二〇〇八年に開館した青森県十和田市現代美術館は、十和田市の中心部・官庁通りに位置する。国の事務所の統廃合や合同庁舎整備に伴う出先機関の転居などにより、市のシンボルロードである官庁街通りに多くの空き地が見られるようになった。そこで、より魅力的な官庁街通りの景観を作り出し、賑わいを取り戻すために、一・一キロメートルの官庁街通りという屋外空間を舞台に、通り全体をひとつの美術館に見立てる「Arts Towada」(野外芸術文化ゾーン)構想を打ち出した(図2)。現代美術館は、その構想の中核施設としてつくられた。美術館の所管は市の観光商工部であり、中心市街地の活性化が美術館に課せられた大きな役割のひとつである。開館五年前から野外芸術文化ゾーンの構想を周知するためのモデルイベントを実施し、開館後は展覧会の企画と運動して商店街での作品展示を行うなど、訪れた人が美術館とまちを周遊するための仕掛けづくりに取り組んでいく。開館後まだ二年であるが、人口約六万人の地方都市に一年間で



▲十和田市現代美術館。2010年グランドオープン。

(十和田市現代美術館 HPより 2011.5.1アクセス

<http://www.city.towada.lg.jp/artstowada>)

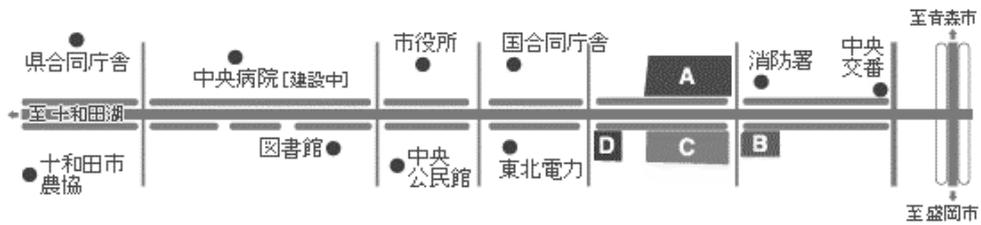


図2 青森県十和田市が推進するアートによるまちづくりプロジェクト「Arts Towada」（野外芸術文化ゾーン）A：現代美術館（2008年開館）、B、C、D：アート広場（アートを用いて公園化した広場。2010年オープン）（十和田市現代美術館 HP より 2011.5.1アクセス）

十八万人の集客を果たした。

新しい試みは、美術館だけではな  
い。日本で初めて県と市が共同で設  
立・運営する「長崎歴史文化博物  
館」（二〇〇五年開館）は、国際観  
光都市長崎の中核施設として位置づ  
けられている。JR長崎駅の近くに  
位置し、日本二十六聖人殉教地や寺  
院群、中町教会、諏訪神社等の長崎  
特有の歴史的資源が数多く存在する  
諏訪の森地区の再開発の一環として  
整備された。近世長崎の海外交流史  
をテーマに、「大航海時代」以降  
（十五世紀以降）の外国との交流、  
貿易などに関する歴史的な資料を展  
示している。長崎学の学習・研究の  
拠点であり、大人も子どもも楽しく  
学べるように展示や体験学習のプロ  
グラムに様々な工夫を凝らす。四年  
で一〇〇万人の入場者を見込んでい  
たが一年半で突破した。地域全体の  
魅力向上に資するとともに、博物館

の堅苦しいイメージを払拭したこと、常設展示で人が呼べる博物館で  
あることも注視すべき点である。

#### 4-2-3. 文化施設と都市再生

ミュージアムが都市再生に寄与した有名な事例に、スペイン北部の  
バスク地方に位置する工業都市・ビルバオのグッゲンハイム美術館が  
ある。アメリカ人建築家フランク・ゲーリーの設計による斬新なデザ  
インの効果もあり、一九九七年の開館から五年間で、五一五万人以上  
の観客が美術館を訪れた。年平均一〇〇万人で、一九九七～二〇〇〇  
年の当初計画の年間五〇万人を大きく上回る結果となった。この期間  
の入場者の四五％は海外から、三五％はスペインのバスク州以外の地  
域から訪れている。バスク州とスペイン国内の観客の割合は、一九九  
八年には七〇％を超えていたが、二〇〇二年には四〇％強まで減少  
し、海外からの観客は三〇％弱から六〇％弱に増加している。美術館  
の立地するビスカヤ県の入場者の割合は、一九九八年に三〇％程度を  
占めていたが、翌年以降一〇％前後に激減しており、地域外からの観  
客が大部分を占める。美術館の事業によって一九九七年から二〇〇一  
年にもたらされた直接的な経済効果は七億七五〇〇万ユーロに達し、  
これは美術館建設費の約一〇倍に相当し、バスク州政府は投資額を三  
年で回収したことになる<sup>(4)</sup>。

一九六〇年代から一九七〇年代、バスク州では重工業が著しく発展  
し、その中心を担っていたのが鉄鉱石の産地として鉱工業が発展した

ビルバオ市であった。しかし、一九七〇年代後半から一九八〇年代にかけて重工業の衰退とともに、都市も疲弊を余儀なくされる。そこで、一九八九年、ビルバオ大都市圏活性化戦略プランが策定される。

この戦略プランでは、二十一世紀のビルバオ大都市圏について、七つの基本的な性格を開発の基本方針とすることが示されている。①開放的 (open) ②多元的 (plural) ③統合的 (integrated) ④近代的 (modern) ⑤創造的 (creative) ⑥社会的 (social) ⑦文化的 (cultural) の七つある。

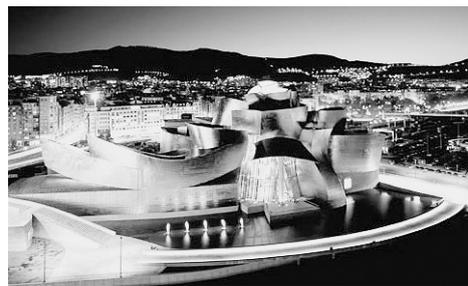
一九九一年、バスク州政府は、グッゲンハイム財団に再開発への参加要請を行い、グッゲンハイム美術館の誘致に成功した。当時グッゲンハイム財団は、「世界各国で拠点作りに取り組みことで、調和した世界的な美術館グループを創造する」というグローバル戦略を持っており、それにリンクした形で実現した。

グッゲンハイム美術館はビルバオ再生の象徴的事業として注目されたが、美術館はバスク州政府が実施した十五億USDという総合的な再開発プロジェクトの一部である。美術館以外にも、新空港や地下鉄網、高速道路網、路面電車等交通インフラの整備、大規模地域開発、文化施設の建設・リニューアル、港湾の再整備、その他都市施設の建設など再開発プランの内容は多岐にわたっている。

グッゲンハイム美術館に対しては、その経済効果が喧伝される一方、建物の奇抜さばかりが目立つ、コレクションや運営ノウハウはグッゲンハイム財団からの提供でビルバオのオリジナルではない、地



▲ビルバオ・グッゲンハイム美術館。壮大な船を連想させる建築がビルバオ再生の象徴的存在になっている。(Guggenheim Bilbao HP より 2011.5.1アクセス <http://www.guggenheim-bilbao.es>)



域性がない等の批判も少なくない。美術館が建てられたネルビオン川左岸は、工業が発展した時代に労働者が職を求めて移住し、定着した労働者階級の地域であり、このアイコン的建築物によってジェントリフィケーションが起こっているのではないか、といった問題提起もされている。

美術館側も、地域の人々とともに存在するために、地域の教育力の向上に向けて教育普及プログラムに力を入れている。開館後五年間で四五種類の教育普及プログラムを実施した。学校の児童生徒、教師、ファミリー層向けのプログラムをはじめ、多言語の素材や解説によるプログラム、視覚障害者向けのプログラムや手話プログラム等、幅広い層を対象とした教育プログラムを用意し、参加者は、五年間で延べ

一〇〇万人近くに達している。<sup>(45)</sup>

美術館の開館は、観光客をもちたただけではない。「グッゲンハイムがある都市としてアメリカ企業の進出を容易にし」、<sup>(46)</sup>投資をも運んできた。それまでバスク地方は、テロリズムのために政治的、社会的、経済的に大きな損失を被っていた。特にビルバオは、バスク地方の分離独立を求める非法法組織「バスク祖国と自由（ETA）」の本拠地があり、観光客の来訪や企業の投資を阻んできた。「1990年代前半に二四人を数えたETAのテロによる死者は、グッゲンハイム美術館が開館した九〇年代後半には三九名に減少」した。（美山良夫 二〇〇七）

岡部明子は「ビルバオ再生の経験は、産業が絶望的な状況にあつても人の生活の質から考えてみることで、都市再生に道が開ける可能性があることを教えてくれている」という。<sup>(47)</sup>ビルバオは突出した事例ではあるが、欧州では一九九〇年ヨーロッパ文化首都<sup>(48)</sup>に選ばれたグラスゴーをはじめ、マンチェスター、ボローニヤ、アムステルダム、ナント等、文化施設の再編整備とともに、文化芸術の活力を用いた都市再生の試みが続けられている。

美山（二〇〇七）は、エリック・ヒッターズの研究から、欧州文化首都が、指定された時期に応じて、文化芸術モデルから、都市再生モデルを経て、社会経済モデルないしこれらの複合形態に移行していることを紹介している。第一はスタート当初の、おもに文化的・芸術的目的による開催。第二は、一九九〇年のグラスゴー開催をきっかけ

に、都市の再生、発展が大きな意味を持つようになったこと。衰退傾向の都市を文化によって再生しようという試みである。第三は、一九九三年のアントワープに始まる社会・経済的振興モデルとも言うべきものである。文化や観光目的のみでなく、都市の組織や機構の再編・強化に注力するようになった。年間を通じて多くの文化芸術関連の催しを開催するという外見は共通していても、その目的は急速に変容を遂げているのである。

##### 5. おわりに―公共性議論と文化の外部性から考えるミュージアムの公共性―

公共性概念の整理、文化の外部性理論の概観、そして近年起こっているミュージアムの新しい試みについていくつかの具体的事例をみてきた。

アーレント、ハーバーマスにみる公共性概念も、一九九〇年代以降に盛んになった日本の公共性議論も、ミュージアムの公共性について述べたものではない。しかし、それらに共通する「人々の主体的な参加を可能にすることが公共性を実現することである」という、社会における個人の参加可能性という考え方は、文化の外部性を考える上でも、ミュージアムの公共性を考える上でも、共通した視座になりうるのではないだろうか。

ボウモル、ボウエンが提示した文化の外部性四項目―①威信、②ビ

ジネスメリット、③将来世代への効用、④コミュニティへの教育的貢献—の中でも、特に③、④は人々の主体的な参加を促すことがなくては、実現されるものではない。ミュージアムの役割として、①生涯学習社会への対応、教育普及活動への期待、市民参画など市民の潜在的な文化活動を掘り起こすこと、②まちに人の流れをつくり、地域を活性化するきっかけとなること、が期待されている現在であればこそ、文化芸術の鑑賞者という受け手としての枠にとどまらない市民の参加は重要な要素である。収集、保管、展示、教育、研究といったミュージアムの活動の各プロセスにおいて、「人々の主体的なかわりを促す」「社会や人々に開いていく」という考え方を実現していくことが、ミュージアムの公共性を保障することになるだろう。

事例に挙げたボンピドゥー・センター、水戸芸術館、金沢21世紀美術館、十和田市現代美術館は、立地も規模も地域の事情も異なるが、それぞれ地域の特性を生かすとともに、教育普及も含めた市民の自発的な活動への参画、ミュージアムを核とした新たなネットワークの形成等を促進する仕掛けが組み込まれている。文化施設を単体の施設として考えるのではなく、まちをつくるひとつの政策として捉え、地域全体への波及効果をもたらすことを試みている。ミュージアムを契機に地域を活性化していくためには、より広い市民の参加を促し、それによって地域のコミュニケーションに変化をもたらす仕掛けが肝要だろう。ミュージアムが「芸術的価値」のみの評価対象ではなく、地域経済の活性化や観光客装置としての目先の手段としてのみ捉えるの

でもなく、次世代を見据えた生活の質の向上とコミュニケーションのきっかけになる場を目指すものである。

ロールズは、『正義論（一九七二）』の中で、『public』は、教育その他のならかの知識のコミュニケーション活動によって知識や情報を共有しており、そのことによって特徴づけられる人々」と定義している。公開性、参加性、主体性といった公共性の概念を再度検証し、ミュージアムの活動の中にそれらの要素を取り込んでいくことが、ミュージアムが「コミュニケーションと知識を共有するための開かれた場」に繋がっていく端緒にならないだろうか。

「文化を議論していた公衆が文化を消費する公衆」になることで、市民的公共性が解体したと論じたハーバーマスは、一九九〇年代に入り「市民社会の再発見」（ハーバーマス 一九九〇 四五頁、一九九四 序言 三七頁）について論じている。かつての市民的公共性が構造的に解体した現代にあつて、生活世界の潜在力が自律的公共性にまで自己組織化され、新しい力（新たな公共性）として確保されなければならぬ、というのである。

#### 注

- (1) 阪本崇「文化経済学と新しい公共性—政策論的視点から見た『ボームルの病』の貢献」同志社政策研究 二〇〇八
- (2) 斎藤純一『公共性』岩波書店 二〇〇〇
- (3) 三年ごとに行われる文部科学省の社会教育調査では、種類別の博物

館として「総合博物館」「科学博物館」「歴史博物館」「美術博物館」「野外博物館」「動物園」「植物園」「動植物園」「水族館」と分けて統計を取っている。

(4) 他にも、公共性に関する文献や言説は多くある。リチャード・セネットは『公共性の喪失』(一九七六 訳書一九九一)で、近代的な公共性は十八世紀以降のロスモポリタンな都市文化を背景にして生まれたが、「親密性の拡充」によって公共性は崩壊しつつあると指摘。一九六〇年代以降の地域コミュニティ復権の主張を、公共性を衰退させる閉鎖性をもたらすものとして批判した。ナンシー・フレイザーは、ハーバーマスの公共圏概念の限界を示すとともに、主流的な公共圏と同時並行的にマイノリティ集団による討議の舞台、すなわち下位の「対抗的な公共圏(Subaltern counterpublics)」をつくることによつて、主流の公共圏に意見を投げ返し、全体に拡大させていくことができるという。単一的で包括的な公共圏よりむしろ、多元的な公共圏(multiplicity of publics)の方が、参加における同格性の理念をより実現するといつ主張がある。

尚、アメリカでは、ジョン・デューイ、リチャード・セネット、ジェフ・ワイントラウフなど、公共性への哲学的関心の伝統が強い(山川雄巳 一九九九)。

(5) John Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971, revised ed., 1999 (矢島鈞次監訳『正義論』紀伊國屋書店 一九七九 二六六頁)

(6) Amartya Sen, *Equality of What?*, in S. M. McMurrin (ed.), *Tanner Lectures on Human Values I*, Cambridge: the University Press 1980 (大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者』勁草書房 一九八九 所収)

(7) Amartya Sen, *Development as Freedom*, Alfred A. Knopf 1999 (石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社 一〇〇〇)

(8) Hannah Arendt, *The Human Condition*, 2nd ed., The University of

Chicago Press 1958 (志水速雄訳『人間の条件』筑摩書房 一九九

四)

(9) Jürgen Habermas, *Strukturwandel Der Öffentlichkeit*,

*Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen gesellschaft*, Neuwied Luchterhand 1962 (細谷貞雄・山田正行訳『第2版 公共性の構造転換 市民社会の一カテゴリーについての探求』未来社 一九九四)

(10) 斎藤純一『公共性』岩波書店 一〇〇〇 一八頁参照

(11) 山脇直司『公共哲学とは何か』ちくま新書 二〇〇四 一九―二二頁

(12) ただし一九九〇年代以降、フェミニストの間でのアーレント評価は変化しており、アーレントの政治的なるものや行為概念を高く評価するフェミニストが増えている。たとえば、ポニー・ホーニッグ(一九九五)は、アーレントの政治的行為概念にある、栄光や卓越性といった他者からの区別をもたらすアゴニスティック(好戦的/劇場的)な側面を重視する。ホーニッグは、フェミニストにとつてのアーレントの価値を、アーレントが「アイデンティティを基礎とした、そしてアイデンティティの表出としての政治を否定している」点に見出す。セイラ・ハンハビフ(一九九六)は、アーレントから現代的インブリケーションを引き出すためには、人々が討議を通じて協働行為を実現するアソシエイショナルなモデルに目を向けるべきだと主張する。(ポニー・ホーニッグ『ハンナ・アーレントとフェミニズム―フェミニストはアーレントをどう理解したか』岡野八代、志水紀代子訳 未来社 二〇〇一、志水紀代子「アーレントとアメリカのフェミニズム―フェミニストによるアーレントの再評価」情況第二期 情況出版二〇〇〇)

(13) Jürgen Habermas, *Philosophisch-Politische Profile*, Frankfurt am Main, Suhrkamp, 1981

(14) Nancy Fraser, *Rethinking the Public Sphere A Contribution to the*

- Critique of Actually Existing Democracy* In Craig Calhoun ed. Ibid. フレイザー、ナンシー「公共圏の再考 既存の民主主義の批判のために」クレイグ・キアルホーン編『ハーバマスと公共圏』(山本啓・新田滋訳 未来社 一九九九 一二七頁)
- (15) Jurgen Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 2 Bände 1981 (河上倫逸 M. フーブリヒト、平井俊彦訳『コミュニケーション的行為の理論』上、中、下 未来社 一九八五)
- (16) 間宮陽介『丸山眞男—日本近代における公と私』筑摩書房 一九九九
- (17) 山口定、佐藤春吉、中島茂樹、小関素明編『新しい公共性を求め』有斐閣 二〇〇三 一一二頁
- (18) 山脇直司「公共性のパラダイム転換—公私三元論から政府の公共・民の公共・私的領域の相互作用三元論へ」(『NIRA 政策研究』二〇〇四)
- (19) 日高六郎『戦後思想を考える』岩波書店 一九八〇
- (20) 宮本憲一『公共性の政治経済学』自治体研究社 一九八九 三三五頁
- (21) Adam Smith, *A Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776 The Fifth Edition, 1789 (水田洋監訳・杉山忠平訳『国富論4』岩波文庫 二〇〇一 四九一—五〇〇頁)
- (22) John Ruskin, *MUNERA PULVERIS* 1872 (The Social and Economic Works of John Ruskin, 6 Volumes, Routledge Thoemmes press 1994) (木村正身訳『ムネラ・プルヴェリス—政治経済要義論』関書院 一九五八 三九頁)、池上惇『生活の芸術化—ラスキン、モリスと現代』丸善ライブラリー 一九九三
- (23) 池上惇『文化経済学のすすめ』丸善ライブラリー 一九九一 九六頁
- (24) Bownol W.J.& Bowen W.G, *PerformingArts The Economic Dilemma*, MIT Press 1966 (池上惇・渡辺守章監訳『舞台芸術—芸術と経済のジレンマ』芸団協出版部 一九九二)
- (25) Frey, b.s. and Pommerehne, W.W. *Masses and Myrke: Exploration in the Economic of The Arts*, Basil Blackwell Ltd. 1989 (訳は 後藤和子『文化と都市の公共政策』有斐閣 二〇〇五に於ける)
- (26) 後藤和子『文化と都市の公共政策』二〇〇五 七五—七六頁
- (27) JamesHeilbrun, Charles M.Gray, *The Economics of Arts and Culture*, An American respecive, Cambridge U.P. 1993 (訳は 後藤和子『文化と都市の公共政策』有斐閣 二〇〇五に於ける)
- (28) 片山泰輔「芸術文化への公的支援の根拠」『日本経済政策学会年報』一九九五
- (29) 池上惇『文化と固有価値の経済学』岩波書店 二〇〇三 四九頁
- (30) 後藤和子『文化と都市の公共政策』有斐閣 二〇〇五 五〇頁
- (31) 阪本崇「文化経済学と新しい公共性—政策論的視点から見た『ボームルの病』の貢献」同志社政策研究 二〇〇八
- (32) 根木昭『日本の文化政策—文化政策学の構築に向けて』勁草書房 二〇〇一 一一頁
- (33) 梅棹忠夫「文化行政のめざすもの」『梅棹忠夫著作集 第二巻 都市と文化開発』中央公論社 一九九三 五—五頁
- (34) 文化庁『文化芸術立国の実現を目指して 文化庁40年史』ぎょうせい 二〇〇九 四頁
- (35) 根木昭 前掲 二〇〇一 七一頁
- (36) 岡部あのみ『ボンビドゥー・センター物語』紀伊國屋書店 一九九七 四一頁
- (37) 一九九二年十月一日、サントリー不易流行研究所による博物館調査において、ボンビドゥー・センターのキュレーター、Jean-paul Aineine 氏にヒアリングを実施。
- (38) 西野嘉章『博物館学—フランスの文化と戦略』東京大学出版会 一九九五 百七九頁
- (39) 瀧端真理子・大嶋貴明「宮城県美術館における教育普及活動生成の

- 理念と背景』『博物館学雑誌』全日本博物館学会 二〇〇五
- (40) Daniele Giraudy, Henri Bouilhet, *Le musée et la vie. La Documentation française, Paris 1977* (高階秀爾監修 松岡智子訳 『美術館とは何か』鹿島出版会 一九九三)
- (41) 森啓・横須賀徹『水戸芸術館の実験』公人の友社 一九九二 一一一―一三頁
- (42) 開館当初は、小学生全学年を対象に始まったが、現在は「子ども独自の感受性と社会性が身に付いたちょうどいい時期」といわれる小学四年生を対象としている。約半年で、金沢市のすべての学校を招待する。
- (43) 黒沢伸「あまねく人を呼ぶということ」黒沢伸・吉備久美子・木村健・郷泰典・坂本祥世『ミュージアム・クルーズ・プロジェクト記録集』二〇〇五〈金沢21世紀美術館〉
- (44) 独立行政法人 国際交流基金 調査報告書『文化による都市の再生〜欧州の事例から』二〇〇四
- (45) Guggenheim BILBAO, activity report 1997-2002
- (46) 美山良夫「文化施設の今後」慶應義塾大学アート・センター booklet15 二〇〇七
- (47) 岡部明子『サステイナブルシティ―EUの地域・環境戦略』学芸出版社 二〇〇三 四七頁
- (48) 「真のヨーロッパ統合には、お互いのアイデンティティーとも言つべき、文化の相互理解が不可欠である」というギリシャの文化大臣メリナ・メルクーリ(当時)の提唱により、一九八五年より「欧州文化都市制度が発足。以来、EU加盟国(当時EC)の文化関係会議でEU加盟国の中から一都市を選び、一年間を通して様々な芸術文化に関する行事を開催し、相互理解を深める事となった。一九九五年から現行の名称に改定。欧州連合への加盟国が増加し、この事業の導入希望が増えたことを受け、二〇〇〇年には一挙に九都市が指定された。二〇〇一年以降は年次によっては複数の都市が指定されるようになった。

二〇〇九年以降は、EUが欧州文化首都の開催国を決定し、その後各国内で都市を選定している。

#### 注に表記していない参考文献

- 阿部潔『公共圏とコミュニケーション』ミネルヴァ書房 一九九八
- 井上達夫「公共性とは何か」『公共性の法哲学』ナカニシヤ出版 二〇〇六
- 伊藤裕夫「芸術文化支援は必要か」『これからの文化政策』芸団協出版部 一九九六
- 伊藤裕夫「文化における“参加”の意義―文化政策の課題とアートマネジメントの機能」『アートマネジメントと文化政策―我が国の文化政策と将来構想に関する研究』総合研究開発機構 一九九八
- 梅棹忠夫監修 総合研究開発機構編『文化経済学事始め 文化施設の経済効果と自治体の施設づくり』学陽書房 一九八三
- 梅棹忠夫『メディアとしての博物館』平凡社 一九八七
- 江口厚仁「公共性論の現在」『法政研究』(法政学会)第七四巻第三号 二〇〇七
- 大橋敏博「文化施設の構造改革と評価に関する一考察」『総合政策論叢』第十一号 島根県立大学 二〇〇六
- 片山泰輔「指定管理者制度と公立文化施設の運営」『政策空間』Vol.13 二〇〇四
- 片山泰輔「移行後」に考えるべきこと―指定管理者制度と公の施設の民主化』『政策空間』Vol.24 二〇〇五
- 金武創「日本における文化詮索の財政問題」『経済論叢別冊 調査と研究』(京都大学) 第十一号 一九九六
- 川崎修『アレント 公共性の復権』講談社 二〇〇五
- 小林真理他編『都市政策の課題と芸術文化の役割』日本学術振興会 プロジェクト研究「日本の文化政策とミュージアムの未来」二〇〇九
- 小林真理編著『指定管理者制度 文化的公共性を支えるのは誰か』時事通

信社 二〇〇六

佐々木毅・金泰昌編『公共哲学』全二十巻 東京大学出版会

財団法人 地域創造「これからの公立美術館のあり方についての調査・研究報告書」二〇〇九

財団法人 日本博物館協会『Museum Management Today』二〇〇七

篠原雅武『公共空間の政治理論』人文書院 二〇〇七

末永カツ子、平野かよ子、上林高志「公共性理論についての論考」東北大学大学院教育学研究科研究年報 第五三集・第一号 二〇〇五

友岡邦之「地域社会における文化的シンボルと公共圏の意義―自治体文化政策の今日的課題」『地域政策研究』第八巻三号 高崎経済大学 二〇〇六

中川幾郎『分権時代の自治体文化政策 ハコモノづくりから総合政策評価に向けて』勁草書房 二〇〇一

中川幾郎「指定管理者制度と文化施設のミッション」地方自治職員研修 二〇〇四

日本法社会学九州研究支部『市民的公共性／公共圏のゆくえ』二〇〇六

藤澤まどか「美術館活動と公共性に関する一考察」早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊十六号―一 早稲田大学 二〇〇九

文化庁『地方文化行政状況調査報告書 平成十九年度版』二〇〇七

本田悟郎「美術と公共性」美術科教育学会誌 二二―二〇〇一

間宮陽介「同時代論 市場主義とナショナリズムを超えて」岩波書店 一九九

村上弘「公共性について」立命館法学 三二―六号 二〇〇七

矢島國雄「Museums are for people」MUSEOLOGIST 明治大学学芸員養成課程年報 1995

David Throsby, *Economics and Culture*, Cambridge University Press 2001 (中谷武雄 後藤和子訳『文化経済学入門―創造性の探究から都市再生まで』日本経済新聞出版社 2002)

Richard Sennett, *The Fall of Public Man*, Alfred A.Knopf 1976 (北山克彦・高階悟訳『公共性の喪失』晶文社 一九九一)